

戦没者等のご遺族の皆様へ

第11回特別弔慰金の請求期限は3月31日（金）までです。

請求期限を過ぎると、特別弔慰金を受ける権利が無くなりますので、お早めにご請求ください。

○支給対象者

令和2年4月1日において、「恩給による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受ける方（戦没者等の妻や父母等）がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族お一人に支給します。

○戦没者等の死亡当時のご遺族で

- 1) 令和2年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
- 2) 戦没者等の子
- 3) 戦没者等の①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹

※戦没者等の死亡当時、生計関係を有している等の要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。

- 4) 上記1～3以外の戦没者等の三親等内の親族（甥、姪など）

※戦没者等の死亡当時までに引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限ります。

○留意事項

特別弔慰金は、ご遺族を代表するお一人が受け取るものです。ご遺族間の調整は弔慰金を受け取った方が責任をもって行うことになります。

■お問い合わせ・請求窓口

町民課住民グループ ☎01392-2-3131

生ごみの水切りにご協力ください

家庭から出る生ごみの約80%は水分で、生ごみの水切りを行うことで、重量の約10%を減らすことができます。重量が減ることで焼却にかかる時間も少なくなり、焼却に係る費用や二酸化炭素の排出を抑制することもできます。

ポイントは「乾かす・絞る・濡らさない」の3つです。

1. 乾かす

お茶がらやコーヒーがら、ティーバッグ、野菜の皮やヘタなどは、乾かしてからごみに出しましょう。

2. 絞る

三角コーナーから水切り袋を取り出したら、市販の水切り器などを使ってひと絞りしてからごみに出しましょう。

3. 濡らさない

野菜の皮やヘタなどの乾いた調理ごみは、水分を含んだものとは別にしましょう。

